

「多文化交流員制度の管理運営・国際交流事業の企画運営業務」委託に係る質問・回答

No.	質問	回答
1	【仕様書全般・委託契約約款】 契約条件及び仕様の詳細については、受託後に別途協議により定めるとの理解、また実態に即した条件案を私どもからご提案することも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、プロポーザル実施要領8（4）に記載のとおり、契約締結にあたっては、委託者と委託予定事業者で協議を行い、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更について決定することとなります。